

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第11号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(職及び職務) 第4条 [略] 2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			(職及び職務) 第4条 [略] 2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
区分	職	職務	区分	職	職務
事務局 課	[略]		事務局 課	[略]	
	企画指導監	[略]		企画指導監	[略]
	専門幹	[略]		特命課長	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務で特に命ぜられた事務を掌理する。</u>
	[略]			専門幹	[略]
	主任主事、主事及び行政専門員	[略]		[略]	
3 [略]		3 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。